			C_{15} ＝ 0.0262 C_{16} ＝ 0.0262 D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額 E_6 ＝ 0.0081 E_7 ＝ 0.0070 E_8 ＝ 0.0145 E_9 ＝ 0.0190 E_{10} ＝ 0.0187 E_{11} ＝ 0.0246 E_{12} ＝ 0.0234 E_{13} ＝ 0.0237 E_{14} ＝ 0.0226 E_{15} ＝ 0.0262 E_{16} ＝ 0.0262
五　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式	$\frac{\sum_{n=18}^{28}(B_n \times C_n)}{48{,}300\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 C_{18} ＝ 0.0540 C_{19} ＝ 0.0640 C_{20} ＝ 0.0640 C_{21} ＝ 0.0650 C_{22} ＝ 0.0650 C_{23} ＝ 0.0630

			C_{15} ＝ 0.0265 C_{16} ＝ 0.0266 D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業に係る地方債の許可額のうち、平成 10 年度までの特別老朽施設改築事業に係る許可額及び平成 11 年度以降の老朽施設改築事業に係る許可額（特殊教育諸学校に係るものを除く。）に相当する額 E_6 ＝ 0.0081 E_7 ＝ 0.0099 E_8 ＝ 0.0199 E_9 ＝ 0.0191 E_{10} ＝ 0.0188 E_{11} ＝ 0.0248 E_{12} ＝ 0.0237 E_{13} ＝ 0.0239 E_{14} ＝ 0.0226 E_{15} ＝ 0.0265 E_{16} ＝ 0.0266
五　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	算式	$\frac{\sum_{n=18}^{27}(B_n \times C_n)}{53{,}500\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額 C_{18} ＝ 0.0650 C_{19} ＝ 0.0650 C_{20} ＝ 0.0640 C_{21} ＝ 0.0650 C_{22} ＝ 0.0650 C_{23} ＝ 0.0520